

竹安繁治著

## 近世封建制の土地構造

——近世土地制度の研究 第一部——

見城幸雄

現在、枚方・布施・八尾の三市域に包含される村々（河内圏の北・中部）の村方史料に拠って、この地域における農民的土地所有の成立と展開を跡づけることが本書の課題をなす。領主的土地制度と実態との間の原初的な乖離を追求することにより、両者の間隙を基盤とする農民的土地制度の成立と成長の条件を見きわめよう、というのが著者の分析視角である。九章からなる。以下、章を逐ってあらましを紹介しながら、筆者の所感を述べてみる。

〔第一章 序説〕 ここで、本書が、前著『近世土地政策の研究』を承けて、著者が前著で検討した幕府土地政策の展開を在地の情勢に遡ってより具体的な次元で説明することを意図するものであることが明らかにされている。

〔第二章 領主的土地制度の成立と展開〕 ここでは、対象地域における近世的な領主的土地制度の形成を、文禄三年の大閣検地（古検）及び摂河泉三ヶ国の一大名に転落した豊臣氏の手による慶長十六〜七年の検地（中検）ならびに幕府の手による延宝六〜

七年の検地（新検）の三者に焦点をすえて、相互の異同を比較しながら検討する。結論だけ紹介すると、まず古検は、旧制下に存在していたところの隠田畑や余歩を検出した位付や石盛を高めることによってそうとう高率な石高の打出しを強行しているが、にもかかわらず、検地に対する農民側の抵抗を宥和するために、例えば土豪層にたいする除地の附与や山間の開地にたいする検地の免除といったかたちの妥協が随所にみられ、要するに、錯乱をきわめていた旧来の土地制度の一応の整理が大閣検地の役割であってそれ以上のもではなく、従って、領主権力による土地把握はこの段階ではまだ不徹底であった。次に、中検は、豊臣氏の逼迫した勝手元事情を反映してか、異常に苛酷であって、古検に較べ繩も強く位付・石盛も高く、それ故おしなべて石高の高率な打出しを結果している。その限りで領主権力による土地把握は徹底したとおもわれる。但しその施行範囲は必ずしも明瞭ではないが、決して河内全部に及ぶものではなく、また、施行された検地の限りでも検地役人の為人によって自ずと寛嚴の差があった。従って、この段階でもなお領主的土地把握の地域差は残された。

さて、新検は、これまたその施行範囲は当時の幕府領一全河内の約三分の一に限定されていたが、ともかくも中検と重なった限りでは反別丈量や位付におけるその苛酷さを多少なりとも救済するものとして現われ、ために、一般に石高の減少を結果しているが、そこに予期される程の減少がみられないのは、到る所で石盛の引上げが図られているからであって、これは、慶長〜延宝の間における生産力上昇の成果を吸収しつくそうとする領主側の収奪志向の健在を物語るものに他ならない、と。

なおそのほかに、寛永年間、中檢が行なわれなかつた村々の大部分が幕府の代官高西夕雲によって無地増高を命じられたこと、また、この期に散発的に行なわれた檢地の石盛が中檢・新檢の石盛よりは寧ろ古檢のそれに近かつた事実などが紹介されていて、領主的土地制度の形成過程における実態接近への試行錯誤的な努力の跡が窺われ、興味を惹く。ともあれ、右の所論の限りで、領主的土地把握の―精粗の度合いにおける―地域差が明瞭である。その地域差が、各地域における農民的土地制度の展開の様態を制約したことの多くの例証が後章において見出される。

ところで、右にみた領主的土地制度の形成過程において領主側が土地生産力の実態を掌握しつづることができなかつた限りでは、そこに農民的土地制度を培養する第一の基盤が―原初的に―存在したことになる。次に、こうして確立された領主的土地制度は、一般に反別も位も石盛もそのまま固定して地租改正の時点まで推移する。が、実態のほうは生産力の発達につれて発展をとげるから、ここに制度とその実態との間の一般的な乖離が発生し若くは拡大する。それが、農民的土地制度を涵養する第二の基盤となる。さらに、この社会における領主的収奪度（「貢租率」）は―必ずしもまだその全貌が明らかにされたわけではないが―ある時期以降、巨視的にみて、低下傾向を辿つたということ、そこに農民的土地制度の展開を約束する第三の基盤が存した、と。

本章は、次章以下の論考のための謂は前提要件の確認に向けられたものであって、ために、後章の手堅い実証に貫かれた具体性と対比するとき、本章の所論はやや概括的である。が、その概括に異論を挿む余地は殆んど存在しない。却つて、第三章以下の具

体例のなかに屢々本章の概括の実証が見出される。

〔第三章 農民的土地制度の形成〕 ここでは、農民的土地制度形成の第一の基盤ともいふべき有畝の、特に新檢以前のあり方が追求される。但し、領主的土地制度確立のための試行錯誤的な努力が繰り返されていた新檢以前の段階にあつては、再檢地にたいする警戒が農民側に有畝の存在を秘匿させたと考えられ、ためにこの時期にあつては、直接的に有畝を明示するような史料は例外的にしか認められない。そこで、様々の角度からの推論が試みられることになる。

まず、新檢以後の状況からする新檢以前の狀態の推量。著者によれば、新檢反別が古檢反別より減少しているような耕地については、一般に新檢の丈量は特に精密であつたとみられる、従つて、その新檢においてさえ本畝を超える有畝の存在が予想されるならば、そのような耕地については古檢に際しても当然に有畝の存在が肯定されて然るべきであらう、と。そして、具体例として、枚方宿岡村の中島太右衛門の、居村ならびに隣村岡新町村における宝曆期の所持地、及び、岡新町村の中島九右衛門の、居村における元文期の所持地が検討される。

例えば、岡村の太右衛門地は二八筆中二四筆までが新檢減を示しているが、その新檢減の土地のなかに、余歩を含む例が五筆認められ、うち二例については本畝相当一石二斗余ならびに二石二斗余の宛米（「貢租諸掛を含んだ小作料」）の成立が認められる。つまり、新檢減の土地においてさえ実地積の延びが存在し、それを背景にして相応の宛米が成り立っている。さて、この事実を念頭において爾余の太右衛門地を瞥見すると、有畝こそ明示されてい

ないとはいへ、その大部分が本敵反当二〜三石―最高は、本敵三敵廿七歩で有敵が七敵、宛米は三石三斗余、但し、新檢増―に及ぶ宛米をもち、従つて、その背後にさうとう高率の延びを予想させる。对之、岡新町村の同人所持地は二五筆中二〇筆までが新檢増、また、同村の九衛門地は二九筆中二〇筆までが新檢減であつて、その限りではそれぞれに異なつた傾向がみられるが、にもかわらず、そこに成立している宛米の額は全体的にみて岡村の太右衛門地の場合と大差はなく、(例えば、九右衛門地は本敵合計一町六敵余、高一石余、これにたいする寛保元年度の貢租諸掛は四石六斗余、同年の宛米は二四石余で本敵反当平均の宛米は二四斗余、従つて、有敵の状態もほぼ同断であつたと推量される。つまり、右の限りでは、新檢による反別の増減にかかわりなく、或いは寧ろそれを超越して「領主取分に優越する地主取分の実現を許すような、有敵・宛米の存在が一般化していた」、そして、このことは、これらの土地が遡つて「古檢当初からすでに高い地主取分を約束するような有敵・宛米の存在を背後に予想するものであつた」(八九頁)事実を示唆する、と。かくして、近世初期における、本敵反別を超過する有敵の普遍的な存在が推定されるわけである。

だが、右の論法には若干首肯しかねる面がある。特に、精密だつたと思われる新檢反別においてさえないお余歩の存在が認められるならば、古檢におけるその存在は当然という推定は、古檢は寛く新檢は厳しい、という一般の常識の下でのみ成り立ちうるものであろう。が、いまの場合には右の常識に逆行する例である。従つて、推定も逆でなければなるまい。事実、太右衛門地のなかには、古檢一反歩で新檢は七敵廿三歩、そして有敵が一反歩の例や、古

檢五敵一〇歩、新檢四敵歩、有敵五敵歩といった例が見出される。有敵記載を信頼するならば、古檢の下では前者はざりざり、後者は地不足となる。全体的にみても―有敵はひとまず不変であつたと仮定すれば―古檢反別の合計が新檢のそれる上回る部分だけ、それだけ古檢の下での延びの中は狭められるわけであつて、個々のこれに反するケースがあつたとしてもそれはおそらくは古檢における丈量の粗雑さを物語るものでしかあるまい。

但し、推定は逆になるとしても、ここに掲げられている限りでは新檢減に劣らず新檢増の事例も認められるので、結論まで逆になるわけではない。とはいへ、新檢以前における有敵の普遍的存在という推定には右の限りではなお問題が残る。新檢反別の増減にかかわりなく大同小異の宛米が成立しているという事実は、有敵は不変且つ宛米の高下がもつばら余歩の程度によつて規定されていたと見做すならば、一般に新檢の余歩には大きな不同はなかつたということ、つまり、その程度まで新檢が精確であつたということ、従つて、古檢は粗雑であり古檢反別にはかなりむらがあつたということを物語るにすぎないのではあるまいか。

次に、有敵・宛米の階層分布状態からする推論。有敵(→宛米)の存在は、近世初期においても末期においても、決して一部有力農民の所持地に偏するものではなく、広く一般農民の所持地に共通していた(若江郡北小坂村の例)。この点では特に交野郡田宮村の幕末〜明治初年の土地所持状況において歩延びばかりではなく地不足の例まで階層差にかかわりなく存在している事実が目ざれる。ともあれ、これは「増減いづれにせよ有敵の存在が農民階層の構成とは切離されて、それからの規制を受けずに成立してい

ることを物語る」ものであり、しかして「階層構成とは切離された形で有敵が存在しているということは、有敵の存在―表面積の過大という事態が、近世を通じて一般的に認められる耕地の存在形態であり、初期の有力農民あるいは中後期の地主富農層などによる土地集積もこのような一般的条件を前提とし、その上に立ってはじめて推し進められている」(九七―八頁)ものであることを銘記すべきである、と。この辺の事実は注目を惹く。

第三に、右のような一般的理解に立脚して、近世初期における土地売買の数量的追跡から有敵の存在が推論される。まず、北小坂村における慶長―寛文期の土地移動状況が検討され、永代売買禁制による土地移動抑制の効果が全く認められないこと、及び、本百姓相互間における謂ば散り懸りのな土地売買の盛行の事実が指摘される。次に、若江郡荒川村における、延宝七―元禄三年の間の土地移動状況が紹介され、この間に再度売られた土地が四四筆、三度売られたのが五筆あるとして、土地商品化の進展ぶりを指摘し、北小坂村の例をも含めて、これらの現象の背後に有敵及び萌芽的利潤の存在を推測する。さらに、前出の岡村太右衛門及び岡新町村九右衛門の所持地の由来が追求され、前者は売と買の頻繁な繰り返しをとおしての、後者は概ね一方的な買得によっての土地集積の結果であったことが明らかにされ、この分析視角は交野郡甲斐田村における貞享―享保期の土地移動の分析にも適用されて、その間、売と買との反覆をとおして土地集積を進めた者四名、同じ方式によって土地を喪失しつつある者五名、一方的な買得を進めた者六名、一方的に売却している者八名という、興味ある事実をひき出している。ともあれ、これら一連の諸事実が全

体として著者の主張を支えるものであることは疑いなくいふに  
もわれる。

第四に、寛文―元禄期における、領主取分を遙かに凌ぐ高率の宛米の存在を示す個別的若くは統計的な実例から、それに相応する歩延びの存在が推定される。例えば、寛文期甲斐田村の一史料に、十筆計五石五斗弱の土地からその一・八五倍(二〇石余)の宛米を徴収している事実が認められるが、これは相応の有敵を想定することなしには到底理解し難い、と。また、右の例では一筆ごとに分米とならんで宛米が記載されているが、これは「分米が領主的支配―収取の方式であるのに対して、宛米が地主的支配―収取の方式として、ともに一筆ごとの土地生産力表示の基準とせられて示し、土地制度上の名目と実態との二重性を端的に表現する」(二五頁)ものである、と。まずは異論のないところである。

本章は近世初期における、農民的土地制度の形成という、きわめて重要な、だがまたきわめて困難な課題にとりくんでいるわけであって、それだけに精力的な史料操作に基く手堅い実証にもかかわらず、率直にいった部分にはなおにわかにかに左袒し難い論点が残されているようにおもふ。問題の性質上史料の限界が当然予想されるが、ひとまずそれを措いて望蜀の言を敢てすることが許されるならば、本章では―後章にその例をみるように―やはり前章において示唆されているところの領主的土地制度の地域差を適確に踏まえた上での、農民的土地制度形成の諸態様の解明を期待したかったところである(但し、そのためには分析の手懸りとして―有敵だけではなく―免も採りあげなければならぬ)。尤も、そうはいう

ものの全体としてみれば著者の意図がほぼ達成されていることは否定されないようにおもわれる。

〔第四章 農民的土地制度の展開〕 ここでは、近世中期以降、土地証文その他の村方史料に顕在化してくる有畝・宛米の、農民的土地制度の、実質的基準としての意義が諸々の角度から追求され、それをとおしてこの期における農民的土地所有の発展＝農民的土地制度の展開の有様が、*Land* に描き出されている。質地の本証文やそれに添付の直小作証文、流地証文やそれに添えられた下、宛畝歩、小前帳（＝小作帳）或いは田畑絵図帳、仕分讓（＝分地）証文、地替証文、田地支配（後出）証文等々に明記されている有畝・宛米の機能は、いずれも農民的若くは地主的な作徳算定の基礎となることであって、本章の史料14の地替証文（分米一石九斗弱、取米一石六斗弱、宛米二石六斗にのぼる中田四筆計一反三畝廿歩と、分米二石弱、取米一石七斗弱、宛米二石七斗にのぼる中田一筆下々田二筆の三筆計一反八畝二歩との交換例、宛米は後者が二合九勺、だけ多い）に、その機能が最も端的に現われている。他に、所持主によるまた売買の際の買受人による有畝改とそれに基く作徳計算例―これらは第六章においてさらに敷衍される―や、田畑の譲渡に際し余田の存在を証明する村役人加判の別紙証文（文政期）が紹介されるなど、この期における有畝の実態と機能が殆んど剩すところなく浮彫されていく、まことに生彩に富む。

〔第五章 農民的土地制度と耕地形態〕 第一節で「近世前期綿作農村の耕地形態」として前出の（北下）小坂村を検討の対象にとありける。特に綿作農村と断つてあるわけは、本節が綿作に特有の耕地形態たる半田（隣接する田畑二筆を一単位として畑に木綿を田に

種を作るといふ耕作法）の検討をとおして、領主的土地制度と実態との乖離を追求しようとするものだからである。この村の慶長十二年の検地帳に、隣接する田畑二筆を同一人が所持するというかたちで典型的な半田形態が見出されるが、隣接する田と畑とが別人の所持に属している場合に半田耕作のための土地の貸借関係が必然化するという事実の指摘、及び、半田耕作は屢々検地帳上一筆の耕地を二分してその一半の地目を変換させるといふかたちで、領主的土地制度からの耕地形態の乖離を喚び起すという事実の指摘は注目される。

第二節は「近世中期枚方宿の耕地形態」として、前出の九右衛門家の所持地ならびに経営の分析にあてられている。所持地については、判明する限りの有畝（全三四筆中一〇筆）の本畝にたいする倍率は最低一・二から最高七・五、分米にたいする宛米の倍率は最低一・〇五から最高二二・六であって、宛米中における貢租の百分比は最低五・九から最高三四・二とある。ここではなんといっても領主的土地制度の紊乱ぶりが眼立つ。対之、隣村岡村の太右衛門地は本畝と有畝、分米と宛米の差が接近しており、宛米斗代（＝有畝反当宛米）も一〇二石の間に整序されている。同じことは九右衛門家の中宮村所持地の幕末期の状態についてもいえる、これは農民的土地制度において一般に共通する新規準の形成を物語るものである、と。次に、宛米にたいする貢租・諸掛分の百分比は岡新町村で一九・一、禁野村で一四・二、磯嶋村で三二・五（中宮村分は不明）であって、村によってかなりの差があることが明らかにされている。この差がそのまま地主の利害得失に直結するものか、それとも地価の面で調節されて利廻りとしては大差な

いかどうか、その辺の事情を解明して欲しいところである。

第三節では「近世中期菱屋新田の耕地形態」として、同新田の水帳と下宛前寄との比較検討が試られている。ここでは、後者に前者にはみられぬ下々畑・下々下畑・屋舖前といった位がみられること、前者では上・中・下の位別反別が概ね平衡を保っているのに後者ではそれが上田上畑へ極度に集中していること、だがまた後者で前者より劣った位に格付けられている例も少なくはないこと、後者の屋舖反別が前者よりも著るしく少ないこと、前者で一筆の土地が後者では二〜五筆に細分されている例をみることに、等々の諸事実が指摘され、領主的土地把握の粗雑さと地主的土地把握の精密さが結論される。次に、新田経営の収支計算が紹介され、それと関連して、享保〜寛政期の貢租ならびに下作取米の五ヶ年平均額の一変動が追求されている。ここでは、延享〜宝暦期の周知の年貢増徴政策の下でそれを凌駕する下作取米の増徴を強行して却って作徳を——時的にはあるが——増加させている事実が注目される。

第四〜六節は「近世後期綿作農村の耕地形態(一)〜(三)」として、(一)では若江郡西郷村西岡家の、(二)では同郡高井田村塚本家の、(三)では小坂村山沢家の所持地ならびに経営が分析されている。

西岡家の所持地において特に注目されるのは、水帳上三筆(上田二、上畑一)の田畑が下宛の段階で——水帳との対応関係を全く把握し難いようなかたちで——六筆に分割(分合)され、さらにそのうち五筆までが実際の耕作の段階では田畑各一筆ずつに分割されて計一一筆に達している事実である。他にも、同様の方式で水帳上五筆の耕地が一七筆に分けて耕作されているかとおもえば、

他方では、水帳上七畝一二歩の田と一畝廿六歩の畑(本畝計九畝八歩)とが一括して下宛に付され、それが耕作の段階では四畝廿五歩の田と五畝歩の畑(有畝計九畝廿五歩)として現われているなど、水帳上の耕地形態と現実のそれとの乖離が極度に深化している例をみ、領主的土地制度の名目化の覆い難かったことが判明する。ともあれ、この種の自在な分合が行なわれていたとすると、一方で高抜売、他方で有畝の平均化も容易であったろうと推測され、本書の随所に見受けられる有畝の実態の、その由て来る所以の一半が納得される。

西郷村の場合、有畝の延びは七%にすぎないが、宛米は分米の三三%増、これに免の低さが加わって相応の地主取分を保証している。なお、西岡家は居村外にも近隣の諸村に土地を持つが、そこにおける地主取分の成立基盤は、各村々における領主的土地制度の特殊性によって、或いは本畝と有畝との面積差、或いは宛米と分米との斗代差、或いは免の高低などであった、と。ここに領主的土地制度の地域差と農民的土地制度の成立ならびに展開の諸態様との制約関係が読みとれる。塚本家及び山沢家の場合は、それぞれ西岡家とは異なる特色が認められて興味深い、紹介を省く。

農民的土地制度の展開が、たんに耕地形態のみならずきわめて多様な角度から追求されていて、本章は本書のうちでも最も読みごたえのある部分である。

〔第六章 農民的地価の形成機構〕作徳と利廻り、からする地価計算例の紹介ならびに検討である。相対の売買、入札による売買、質流地の利廻り計算の三種が紹介されている。ここでは、買手の

側による嚴重な有敵改や宛米（「契約小作料額」の平均的な実現度（「契約小作料の減免率」）を踏まえての綿密な作徳計算の事実が注目される。このような綿密な計算が成り立つ背景としては、やはり著者の主張どおり、領主的取奪の固定化による地主取分の、ひいては地主制の安定という事態を推測すべきであろう。

〔第七章 農民的土地制度展開の一形態〕 田地支配慣行―出作農民の所持地を所在村農民の所持名儀にしておき、名目上の所持主に報酬を支払って小作米の取立や貢租諸掛の納入その他の管理事務を委託するという慣行―の紹介である。この慣行は河内地方ではかなり夙くから存在し、また全河内にわたって流布していたが、これは、一つには他領民への土地譲渡を禁ずる領主的規制、また一つには他村民の出作地に例えば役米といったかたちで特別負担を課したところの村方規制の所産だったとおもわれる。つまり、その種の規制にたいする脱法行為だったわけであるが、結果としては、**真実の所持と名目的なそれとに所持の分裂を来す**ともあれ、これは不在地主制の成立を意味するものに他ならないから、その限りでこの慣行の流布が「地主制の展開度の深さを想像させる」（三八七頁）ものであることは確かである。

〔第八章 近世における農民的土地所有権の限界〕 交野郡禁野村（旗本領）の結高慣行―出作農民の所持高を禁野村民中の結親の高に結び、名目的所持主たる結親が真実の所持主たる出作農民から該地の貢租を定取で取立てて納入するという、田地支配慣行の一種―にまつわる訴訟事例を検討して、この社会における農民的土地所有権の限界を論じようとするものである。問題は、右の一件において奉行所が出作農民の真実の所持を―所持名儀の欠

の故に―否認したことにある。著者はこれを、事実上成立しつつある農民的土地所有の脆弱性の現われと解し、そこに「近世における農民的土地所有権の限界、とりわけ地主的土地所有の不安定さ」（四三〇頁）をみる。「地租改正へ通ずる一本の太い道」がここにあった、と。だが、これはどうであろうか？ この場合、出作農民の真実の所持をあくまで事実上のものたらしめているのは、他領民或いは他村民への高の切出しを禁止し若くは制限しているところの領主的乃至は村方規制であって、取り除かるべき桎梏はそこにある。ところが、これらの桎梏は決して特殊・近世的なものではなく、近世においても特殊のものであって、従って、それに制約された出作農民の事実上の農民的土地所有は―事実上の土地所有たる―農民的土地所有一般からは峻別されなければならない。そして、地租改正の本来の意義は事実上の土地所有たるにすぎなかった農民的土地所有一般を土地所有権に高めたことになったのである。

〔第九章 展望〕 全巻の総まとめとして、これまでの論考を踏まえて地租改正の必然性を展望し、改正結果を概観して「ここに、固定化した旧来の領主的土地制度に代って、農民的土地制度が地租改正の骨格として近代的土地構造の基底に組みこまれていった」と結んでいる。同感である。

豊富な実証例を盛りこんだ本書は、内容まことに充実している。著者の精力的な操作にもかかわらず、ここに掲げられている諸史料はなお多くの利用価値を蔵しているとおもう。史料の探索、整理、分析に払われた著者のなみなみならぬ努力に敬意を表すると同時に、本書の出現の斯学にたいする甚大な貢献を悦びたい。

本書によって、近世における地主制の成立と展開の問題を本格的に論ずるための必要な諸事実が確認されたとおもう。従来幕藩領主権力の―み、かけ上の―強、大きに眩惑されて、特に発生期の地主（―中間搾取者）制はとかく日蔭者的にしかみなされなかった嫌いがあるが、竹安氏の実証が初めてそれに正当な位置づけを与えたといえる。個々の論点には異論や再考の余地もありうるであろうが、にもかかわらず氏によって実証された諸事実は依然として生き続けるであろう。そしてまた、河内地方に関する氏の研究は、他地方の研究にたいする優れた指針として役立つとおもう。

紙数の制約に筆者の不手際も手伝って、本書の優れた内容を充

分に紹介しつくすことができなかつた点には大いに自責を覚えるが、盲蛇の譏りを覚悟の上で敢て希望を述べるならば、一つにはここに実証された諸事実の必然性をこの社会的体制・機構に即して理論的に説明すること、また一つには、農民的土地制度の展開を―反別や分米といった領主的土地制度の謂は静態的、側面だけではなしに―領主的収奪の動態的、現実と睨み合わせてより系統的に追求すること、の二点を期待したい。第二部以下の続刊を鶴首して待望する次第である。

A5判四五三頁 昭和四一年三月 御茶の水書房刊 定価二〇〇〇円

（愛知大学教授）